

農地復元計画書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

提出者 住所
氏名

1 対象農地（荒れた農地）

番号	所在		地番	登記簿地目	面積 (㎡)
	大字	字			
①					
②					
③					

2 耕作可能な農地に復元するための計画

(1) 雑草・雑木の扱い

(2) 荒れた農地から耕作可能な農地にするために

3 水利の利用状況

4 対策に要する費用

5 作付けする作物

(記載要領)

- 1 「対象農地（荒れた農地）」には、委員会から指摘のあった耕作放棄等により原野化等している農地を記入のこと。
- 2 「耕作可能な農地に復元するための計画」には、具体的な計画を記入のこと。

(記入例) 何番の土地について、

- ・何年何月頃から、何をどうする。
- ・次に、何年何月頃から、何をどうする。
- ・次に、何年何月頃から、何をどうする。

- (1) 「雑草・雑木の扱い」には、(例)「雑木が生えているため、伐採後、重機にて抜根し、除去する。」などを記入すること。
 - (2) 「荒れた農地から耕作可能な農地にするために」には、(例)「獣害がひどいため、獣害防止用の電気柵を設置し、獣害の防止に努める。」などを記入すること。
- 3 「水利の利用状況」には、水利の利用状況を記入すること。
 - 4 「対策に要する経費」には、おおむねの経費を記入すること。
 - 5 「作付けする作物」には、具体的名称を含め、記入すること。

(注意事項)

- 1 この計画は、あくまでも、農地として復元し、営農を行っていくための計画であり、農地を取得するための方便ではないこと。
- 2 計画を立てた以上は、計画にのっとり、営農開始を目指していく必要があること。また、地元の農業委員又は農地利用最適化推進委員が都度進捗状況を確認していくこと。
- 3 完全な山林状態若しくは、ひどく原野化が進むなど、農地として復元が不可能と思われる土地については、農地法第3条では対応できないので、地目変更後の取得など、別の方法を検討すること。
- 4 取得しようとする農地等が耕作放棄等により原野化等している場合に、当該土地を農地等へ復元するための方法について、詳細に記載されたものであれば、様式を問わないこととする。